

広島市告示第27号

令和8年1月28日

広島市市営駐車場条例（昭和45年広島市条例第13号）第6条の規定に基づき、路上駐車場の休止を次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

1 休止する駐車場及び期間

駐車場名	区画数	休止する期間
広島市市営富士見町第五駐車場	13区画	令和8年2月2日（月）午後5時から 同月4日（水）午後5時まで

2 休止する理由

広島市市営富士見町第五駐車場周辺で実施する樹木伐採作業に当たって、落木等による駐車場利用者への危険を回避するため。